

常勤職員の退職後の健康保険について

※ 非常勤職員の方は、P.4 を参照ください。

退職日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので下表を参照ください。

退職後の進路		健康保険加入先
A	再任用フルタイム勤務（週38時間45分） 再任用短時間勤務（週20時間以上）	
B	任期付職員及び臨時的任用職員	公立学校共済組合大阪支部
C	非常勤職員（社会保険適用）	
★D	健康保険制度の適用がある再就職（公立学校共済組合大阪支部以外）	就職先の健康保険（全国健康保険協会など）
★E	再任用勤務（週20時間未満） 非常勤職員（Cでない） 健康保険制度適用のない再就職 再就職しない	任意継続組合員（公立学校共済組合大阪支部） 国民健康保険 家族の健保の被扶養者 のいずれか

★健康保険資格の切り替えの時期にマイナ保険証を利用される場合についての注意事項

本人の退職・就職や被扶養者の認定・取消しによって、加入する健康保険組合が変わった時には、変更後の健康保険組合がその方の資格情報を医療保険のデータベースへ登録するまでは、マイナンバーカードを変更後の健康保険組合の保険証として使用できません。

健康保険資格の切り替えの時期は、必ずマイナポータル等で資格情報が最新のものに更新されていることを確認してから、マイナ保険証を利用してください。

A：再任用フルタイム勤務(週38時間45分) 及び 再任用短時間勤務(週20時間以上)

組合員期間	組合員期間は継続します。（資格確認書の交付はありません。）
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

B：任期付職員及び臨時的任用職員

ア 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われる場合

組合員期間	前任用の終期後、次の任用の始期までの間を含め、組合員期間は継続します。 (資格確認書の交付はありません。)
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

イ 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われない場合（注1）

組合員期間	前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。 新たな資格取得手続きにより、「資格確認書（短期）」（A4 サイズ）（注2）を交付します。
扶養家族	扶養認定されている家族については、新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が改めて必要です。

ウ 異なる任命権者に任用される場合（注1、注3）

組合員期間	前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。ただし、前任用の終了後、1日も空けず異なる任命権者に任用される場合、組合員期間は継続されます。異なる任命権者に任用される場合は、組合員番号が変更されることがあります。番号が変更となる場合は、組合員期間が継続する・しないに関わらず「資格確認書（短期）」を交付します。番号が変更とならない場合は、継続しない場合のみ「資格確認書（短期）」を交付します。
扶養家族	扶養認定されている家族については、「資格確認書（短期）」が交付される場合は、新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が改めて必要です。

- (注1) 組合員期間が継続しない場合、その間は当支部の組合員として保険診療は受けられません。誤って受診された場合は、医療費等を返還していただくことになります。
- (注2) 有効期限が4か月以内の「資格確認書」（A4 サイズ）。マイナ保険証を保有していない場合は、有効期限が切れるまでに有効期限を更新した「資格確認書（長期）」（有効期限が5年程度のハガキ型）を送付します。
マイナ保険証を保有している方には「資格確認書（長期）」は送付しません。
- (注3) ここでの任命権者とは、次のように区分します。

	府費負担教職員	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担教職員	大学、その他施設の職員
任命権者	大阪府教育委員会 (※豊能地区は それぞれの教委)	大阪市教育委員会	堺市教育委員会	各市教育委員会 (注4)	大学等

(注4) 市が異なれば、異なる任命権者として扱います。

C：非常勤職員（社会保険加入）

ア 任用が1日も空けずに行われる場合

組合員期間	組合員期間は継続します。任命権者が異なる等により、組合員番号が変更される場合があります（その場合は、別途通知に従ってください）。
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定されます。ただし、組合員番号が変更される場合は、別途通知に従って手続してください。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

イ 任用が1日以上間を空けて行われる（注4）場合

組合員期間	前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。 新たな資格取得手続きにより、「資格確認書（短期）」（A4 サイズ）（注2）を交付します。
扶養家族	扶養認定されている家族については、新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が改めて必要です。

(注5) Bとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません（一部市費間を除く）。

D:健康保険制度の適用がある再就職(公立学校共済組合大阪支部以外)

健康保険適用の有無は再就職先に確認ください。適用の場合は、再就職先の健康保険が優先されるため、共済の任意継続はできません。

組合員期間	資格を喪失します。 資格喪失証明書が必要な場合、「◆資格喪失証明書交付申請書」を資格担当へ提出ください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き扶養される場合は、再就職先で手続きください。

E:再任用短時間勤務(週20時間未満)や非常勤職員(Cの条件に該当しない任用)、 健康保険制度の適用がない再就職、就職しない

下記①～③より次に加入する健康保険制度を選択ください。

① 公立学校共済組合大阪支部の任意継続組合員になる

組合員期間	健康保険の資格のみ継続します（年金制度への加入はありません）。 任意継続組合員の申出手續等については「●任意継続組合員加入の手続き」をご覧ください。
扶養家族	扶養認定されている扶養家族の要件が引き続く場合は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。就職等、認定要件から外れる場合は、任意継続組合員申出書内に扶養から外す旨を記載してください。要件から外れる扶養家族の「資格確認書」が届いた場合、被扶養者認定取消申告を行ってください。

②国民健康保険に加入する

組合員期間	資格を喪失します。資格喪失証明書が必要な場合、「◆資格喪失証明書交付申請書」を資格担当へ提出ください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養家族であった方の健康保険の切替えについて、お住いの市区町村の国民健康保険主管課窓口に確認ください。
手続き	お住まいの市区町村の国民健康保険主管課窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入時に「資格喪失証明書」が必要な場合、退職日以降に「◆資格喪失証明書交付申請書」を資格担当へ提出ください。資格担当に到着後、ご自宅へ証明書を送付します。

③家族が加入している健康保険の被扶養者になる

組合員期間	資格を喪失します。 資格喪失証明書が必要な場合、「◆資格喪失証明書交付申請書」を資格担当へ提出ください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養家族であった方の健康保険の切替えについて、ご家族が加入している健康保険に確認ください。

★資格確認書等の返納についてはP.4をご確認ください。

◆印は当支部所定の様式です。当支部ホームページよりダウンロードすることができます。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#)



→手続きナビ内「様式集(諸用紙のダウンロード)」⇒「組合員資格等関係の様式【1】」

「●任意継続組合員加入の手続き」については、当支部ホームページに掲載しています。

→手続きナビ内「組合員資格・年金の手続き」⇒「任意継続組合員に関する手続き」

非常勤職員（公立学校共済組合大阪支部組合員）の退職後の健康保険について

退職日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので下表を参照ください。

① 退職後、1日も空けずに下記の任用がある場合

ア. 非常勤から正規職員 イ. 非常勤から任期付職員 ウ. 非常勤から臨時的任用職員 エ. 非常勤から非常勤

組合員期間	組合員期間は継続します。任命権者が異なる等により、組合員番号が変更される場合があります（その場合は、別途通知に従ってください）。
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定します。（就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

② 退職後、1日以上間を空けて任用がある場合(注1)

組合員期間	前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません（一部市費間を除く）。新たな資格取得手続きにより、「資格確認書（短期）」（A4 サイズ）（注2）を交付します。
扶養家族	扶養認定されている家族については、新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が改めて必要です。

※注1、注2についてはP.2を参照してください。

③ 再任用短時間勤務(週20時間未満)や非常勤職員(Cの条件に該当しない任用)、健康保険制度の適用がない再就職、再就職しない。

P.3 Eを参照してください。

資格確認書等の返納について

資格喪失時や、新たに「資格確認書（短期）」が交付された時、または任意継続組合員加入時に、有効期限内の「資格確認書」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」をお持ちの方は返却をお願いします。

令和7年12月2日以降、水色のカード型の「組合員証」および「被扶養者証」は使用できなくなりました。

お持ちの「組合員証」および「被扶養者証」は各自で破棄してください。

（ただし、12月2日以降に退職等で組合員資格を喪失した場合、有効期限内の「資格確認書」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」をお持ちの方は返却をお願いします。）